様式第１号別紙

**公務出張への自家用車使用に係る条件の承諾書**

○　公務出張への自家用車使用（以下「自家用車出張」といいます。）の承認を受けようとする方は、以下の各条件をご確認、ご承諾頂き、文書末欄に署名及び押印のうえ校長あて提出し、自家用車の登録を受けて下さい。

　ご承諾頂けない場合は、自家用車の登録及び自家用車出張の承認ができません。

**１自家用車出張の承認基準**

**（１）優先交通手段**

　　　　自家用車による出張は、通常の公共交通機関を利用する場合より効率的で円滑な公務の遂行が可能になると判断されるとき、その都度、教職員の申請に基づき、あらかじめ校長が承認して行います。

したがって、公務出張の移動手段は、公共交通機関を優先してください。

**（２）自家用車出張の範囲**

　自家用車の使用は、原則として、県内※の出張に限ります。

※　福岡県職員等の旅費に関する条例（昭和３２年福岡県条例第５７条）第２条第六号に規定する地域をいう。

**（３）申請禁止事由**

次の場合には、教職員は自家用車出張を申請してはなりません。

①　自家用車の運転免許を有せず若しくは失効し、又は、免許の取消・停止の処分を受けているとき

②　酒気を帯びて運転するおそれがあるとき

③　心身の傷病、過労、薬物の影響その他の理由により、正常な運転が困難な状態のとき又はそのおそれがあるとき

④　出張に使用する自家用車が車検を受けていないとき、又は整備・点検不良のとき

**２　自家用車の登録とその要件**

**（１）通　則**

自家用車出張をしようとする教職員は、所定の様式に必要事項を記入の上、本承諾書を添えて校長に提出し、予め、出張に使用する自家用車の登録を受ける必要があります。（以下「登録」という）登録が完了していない自家用車は、出張に使用できません。

**（２）登録できる自家用車の範囲**

道路運送車両法第２条第１項に定める自動車（自動二輪を含む。）及び原動機付自転車で教職員又は親族が所有するもの（割賦販売法による割賦等で購入し、所有権が留保されているものを含む。）とし、車検証の有効期間内のものに限ります。

なお、特殊車両・改造等で、公務遂行上適当でないと判断される場合は、登録は受けられません。

**（３）自動車保険加入の要件**

登録しようとする自家用車については、自動車損害賠償保障法に基づく責任保険又は責任共済（以下「自賠責保険」という。）のほか、以下の補償内容をいずれも満たす自動車任意保険に加入してください。

①　対人賠償保険の補償額が無制限であること

②　対物賠償保険の補償額が２０００万円以上であること

③　公務出張中の事故が補償対象となること

※　近年、「業務使用」＞「通勤使用」＞「日常・レジャー使用」など、契約者の主な使用目的により保険料の変わる自動車任意保険が増えています。この場合、届け出た使用目的に用いる頻度など実態が変わった際に使用目的の変更手続をしないと保険金が支払われないことがあります（転勤や転居等で生活スタイルが変化したときは、注意が必要です。）。このような保険契約の場合は、使用目的や頻度の実態に即した保険契約になっていることも③の条件に含みます。

※　上記①・②にかかわらず、平成２５年３月３１日時点で現に自家用車登録を受けている職員の自動車任意保険加入要件については、同日加入している任意保険の有効期限日は又は平成２６年３月３１日のいずれか早い日までの間、対人賠償１億円以上、対物賠償５００万円以上が適用となります。

**３　交通事故の処理等**

**（１）運転上の遵守事項**

　　　　自家用車出張時は、交通法規を遵守し、運転には万全の注意を払ってください。

　　　　また、運転中は体調に十分注意し、くれぐれも無理をしないようにしてください。

**（２）交通事故の際の措置**

　　　　万一、自家用車出張中に事故を起こしてしまったときは、直ちに運転を停止し、けが人の救護、道路における危険防止の措置、警察への届出、相手や事故状況目撃者の確認、保険会社への連絡等の必要な措置をとると共に、速やかに校長に報告し、指示に従ってください。

**（３）示談交渉等**

　　　　教職員が自家用車出張中に事故を起こし、第三者に損害を与えたときは、相手方との示談交渉等は校長の指示に従ってください。

**４　損害賠償について**

**（１）教職員の損害賠償負担**

　　　　自家用車出張中の事故により第三者に損害を与えた教職員は、２－（３）の要件により加入している自賠責保険及び自動車任意保険による保険金支払限度額まで被害者の損害を賠償するものとします。

**（２）市の損害賠償負担**

　　　　自家用車出張の承認を受けた教職員が、自家用車出張中の事故により第三者に損害を与えた場合において、被害者に対する損害賠償額が２－（３）の要件により加入している自賠責保険及び自動車任意保険の保険金支払限度総額を超えるときは、市は当該超える部分の損害賠償額を負担します。

　　　　その他の費用は、市は一切これを負担しません。

**（３）市の損害賠償負担の適用除外及び求償権**

　　　　自家用車出張中の事故により第三者に損害を与えた教職員が、次の各号のいずれかの事由に該当する場合、市は（２）に揚げる損害賠償の全部（又は一部）を負担しません。この場合において、市が被害者に支払った損害賠償額があるときは、その全部（又は一部）を当該教職員に求償します。

①　当該事故につき、教職員に故意又は重大な過失があったとき

②　保険契約の告知義務・通知義務違反、保険料未納、契約解除等によって、教職員が加入していた自賠責保険及び自動車任意保険が事故当時適用されない又は失効するなど、教職員が（１）に揚げる方法により賠償できないとき

③　教職員が、加入している自賠責保険及び自動車任意保険の保険金請求権を行使しないなど、（１）に掲げる損害賠償を教職員が負担しないとき

**５　承認を受けない自家用車公務使用の禁止**

　　　　教職員は、未登録の自家用車を公務に使用し、又は、旅行命令権者の承認を受けずに自家用車出張を行ってはなりません。これに従わずに、万一事故を起こした場合、市はその責を一切負いません。

**私は、公務出張への自家用車の使用における以上の事項を承諾し、自家用車の登録を申請します。**

　　　　　平成　　　　年　　　　月　　　　日

署名欄　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印